

地域型保育事業の概要

新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしています。

■4つの事業類型

- 利用者は、次の4つの類型の中から事業を選択することができます。
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指します。

小規模 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員 6～19人

家庭的 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員 1～5人

事業所内 保育事業



事業主体 事業主等

保育実施場所等 事業所の従業員の子ども＋
地域の保育を必要とする子ども（地域枠）

居宅訪問型 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育を必要とする子どもの居宅

地域型保育事業の認可基準

地域型保育給付を受けるための認可基準を紹介します。

なお、「小規模保育事業」については、多様な事業からの移行を想定し、3種類の認可基準を設定しています。

A型: 保育所分園、ミニ保育所に近い類型 **B型:** 中間型 **C型:** 家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型

※ 特にB型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としています。同時に小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて質の確保を図ります。

※ また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしています。

事業類型	職員数	職員資格	保育室等	給食	
小規模保育事業 	A型	保育所の配置基準+1名	保育士*1	●自園調理 (連携施設等からの搬入可) ●調理設備 ●調理員*3	
	B型	保育所の配置基準+1名	1/2以上が保育士*1 ※保育士以外には研修を実施します。		0・1歳児: 1人当たり3.3㎡ 2歳児: 1人当たり1.98㎡
	C型	0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2		0~2歳児: 1人当たり3.3㎡
家庭的保育事業 	0~2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2 (+家庭的保育補助者)	0~2歳児: 1人当たり3.3㎡		
事業所内保育事業 	定員20名以上... 保育所の基準と同様 定員19名以下... 小規模保育事業A型、B型の基準と同様				
居宅訪問型保育事業 	0~2歳児 1:1	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	—	—	

・小規模保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めています。

・連携施設や保育従事者の確保等が困難な離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設けています。

・給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けています。

〈参考〉

保育所	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育士*1	0・1歳児 乳児室:1人当たり1.65㎡ ほふく室:1人当たり3.3㎡ 2歳児以上 保育室等:1人当たり1.98㎡	●自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) ●調理室 ●調理員
-----	----------------------	-------	---	--

*1 保健師、看護師又は准看護師の特例を設けています(平成27年4月1日からは准看護師も対象)。

*2 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とします。

*3 家庭的保育事業の調理員については、3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当することも認めます。

市町村の確認制度（運営基準）

新制度は市町村が実施主体であり、事業者の皆さまが施設型給付・委託費、地域型保育給付を受けるためには、市町村の確認を受ける必要があります。

■給付を受ける施設・事業者の確認について

- 施設・事業者は、所在地の市町村から、施設型給付・委託費、地域型保育給付の対象となる施設・事業者として「確認」を受ける手続きが必要です。
※施設型給付の支給に係る施設として確認した施設を「特定教育・保育施設」と言います。
- 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行います。
 - 1 教育・保育施設の最低利用定員は、20人以上です（幼稚園は適用なし）。
 - 2 利用定員は、認定区分（1号～3号）ごと、保育（3号）認定は0歳と1・2歳に区分して設定されます。
 - 3 利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、実情に応じて以下の対応を行います。
 - ・恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員が設定されます。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超えても柔軟に受け入れられます（実利用人員に応じた基準を満たすことが前提）。
 - ・恒常的な利用定員の超過については、定員弾力化の措置や、給付の減算措置等により対応することになります。
- 翌年度の正式な園児募集を開始する前に、上記の確認の手続きを所在地市町村の案内に従って行ってください。

■運営基準等について

【法人格】

- 給付を受ける特定教育・保育施設については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格が求められます。
※新制度施行前に認可・認定を受けている幼稚園・保育所・認定こども園については、新制度施行時から参加する場合には、法人格を有さなくても給付の対象となります。
- 地域型保育事業者については、法人でない場合も対象になります。

【運営基準の遵守】

- 施設の設備、職員配置などの認可基準を満たすほかに、国の基準を踏まえて市町村が条例で定める運営基準を守っていただく必要があります。
- 運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行います（立入検査、勧告・措置命令、確認取消し等）。

【辞退】

- 対象施設・事業としての地位（確認）を辞退する場合、「事前の届出」「3ヶ月以上の予告期間の設定」「利用者の継続利用のための調整義務」が課されます。
※施設・事業自体から撤退する場合は、都道府県知事等の認可等が必要です。



■運営基準の分類と主な事項

●市町村の確認を受ける施設・事業者が遵守すべき運営基準に規定する内容は、主に以下の事項です。

利用開始 に伴う基準

- 内容・手続きの説明、同意、契約
- 応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)
- 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考
- 支給認定証の確認、支給認定申請の援助

教育・ 保育の提供 に伴う基準

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供
- 子どもの心身の状況の把握
- 子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)
- 連携施設との連携(地域型保育事業のみ)
- 利用者負担の徴収(上乗せ徴収や実費徴収に係る保護者の同意等)
- 利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)
- 特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)

管理運営 に関する基準

- 施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示
- 秘密保持、個人情報保護
- 非常災害対策、衛生管理
- 事故防止及び事故発生時の対応
- 評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)
- 苦情処理
- 会計処理(会計処理基準、区分経理、用途制限等)
- 記録の整備

撤退時 の基準

- 確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)

